

平成 25 年 11 月 13 日

学校支援作業部会 第 4 回

1. 開会
2. 協議
 - (1) 前回までの確認事項
 - (2) PTA・育友会の組織体制について
 - (3) その他
3. 次回日程と協議事項について
4. 閉会

2. 協議

(1) 前回までの確認事項

① 前回会議の決定事項

別紙 PTA・育友会会則骨子(9.11 時点)を参照。

② 第 2 回会議で出された課題

(ア) 地域住民と子供たち、地域住民と学校のコミュニケーション

- ・子供たちが地域住民の顔を覚える
- ・地域住民が地域の子どもに指導や助言できる環境づくり

(イ) 地域、地域住民の巻き込んだ活動

- ・地域住民が学校に来るきっかけづくり

(ウ) 役員の任期（2 年制）

(エ) 偏りが無い役員の割り振りと地区のブロック割

- ・偏りが無いように配慮
- ・地区をブロック制に割り振る
- ・子どもの人数に合わせて臨機応変に組み替える

(オ) 組織と活動内容

- ・9 年間の枠組みに配慮した役員構成
- ・学級役員と専門部役員の配置
- ・活動内容の精査

PTA・育友会会則骨子（9.11 時点）

（会員）

本会の会員は、本校に在籍する子どもの保護者(またはこれに代わる者)及び本校に勤務する教職員とする。ただし、町内外に在住し、特に教育に関心を持ち、学校教育及び家庭教育への活動に協力することができる者は、会員になることができる。

（役員）

本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名（保護者）
- (2) 副会長 複数名（保護者）
- (3) 書記 複数名（保護者、教職員）
- (4) 会計 複数名（保護者、教職員）
- (5) 監査 複数名（保護者、教職員）

（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会及びその他の諸会議の通知や記録を行い、庶務事項を処理する。
- (4) 会計は、本会会計の出納事務を行い、監査を受け、総会において決算を報告する。
- (5) 監査は、本会の業務並びに会計を監査する。

（執行機関）

本会の活動に必要な事柄について、企画、立案するために役員等で構成する委員会を置く。

（専門部）

本会の事業を遂行するため、次の部会を置く。

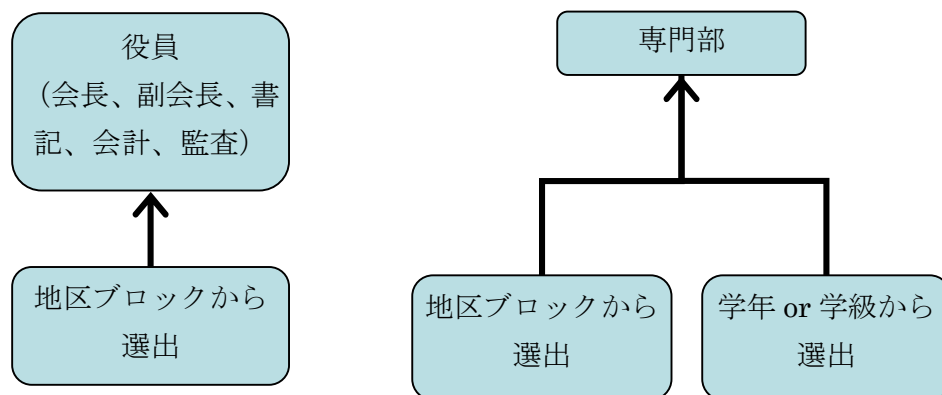
- (1) 母親部
- (2) 広報部
- (3) 保体部
- (4) 生徒指導部
- (5) 研修部

（事務局）

この会の事務局は、本学校内事務局に置く。事務局は、会の運営に関わる庶務を役員会と連携し、執り行う。

(2)PTA・育友会の組織体制について

①役員等の選出イメージ



②役員等の想定される保護者数

役員	保護者数	専門部	地区ブロック		学年 or 学級	合計
会長	1名	母親部	部長1名	2名	5名	8名
副会長	2名	広報部	部長1名	2名	5名	8名
書記	1名(1)	保体部	部長1名	2名	4名	7名
会計	1名(1)	生徒指導部	部長1名	2名	4名	7名
監査	1名(1)	研修部	部長1名	2名	4名	7名
合計	6名(3)	合計	5名	10名	22名	37名

※役員は、地区ブロックから選出を想定。ただし、監査は対象外。

※役員の()数は、想定される教職員数。

②地区ブロック割り

【協議内容】

- ・ブロックの分け方
- ・地区から選出する人数

(ア)平成 27 年度の児童生徒数と世帯数

地区名	世帯数 (世帯)	学年(名)									総計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
1小加倉	10		3		1	1	4	2		3	14
2有浦下	21	2	4	3	4	3	5	7	6	3	37
3有浦上	23	2	2	5	4	4	6	5	5	4	37
4長倉	10	2	1	3	1	1	1	2	1	1	13
5諸浦	22	3	4	4	2	3	6	2	3	5	32
6新田	28	3	6	1	4	6	5	3	10	4	42
7牟形	13	4	4	4	2	2	3	2	3	3	27
8轟木	5	1	1		2				1	2	7
9大島	4	2			3		1		1		7
10座川内	6				1		1	3	1	1	7
11湯野尾	7			1			2	3		2	8
12田代	5	1					1	2		1	5
13藤平	5	2		2	2		1	1			8
14値賀川内	9	3	2	2	2	2	1	1	1	1	15
15仮立	10	3		1	3		4	1	2	1	15
16中通	14	1	2	4	5	2	3	4	3	1	25
17下宮	7	1		1	2	1	3	2	2		12
18外津	20	4	2	5	5	3	5	5	3	2	34
19普恩寺	18	3	2	2		3	1	2	5	3	21
20平尾	19	3	4	2	6	8	6	3	3	8	43
21浜野浦	10	1	2	1	2	1	1	2	3	1	14
22大藺	4	1	1			3			1		6
23石田	5			2				2	1		5
24花の木	3	1				3				1	5
25仮屋	32	4	2	7	7	4	10	6	10	4	54
27栄	2		1	1							2
28シーライントウン	31	8	5	4	8	3	7	4	2	4	45
合計	343	55	48	55	66	53	77	64	67	55	540

(イ)ブロック分けの提案

第1案：30世帯前後になるよう配分、10ブロック編制

	地区名	世帯数	子ども数
A	1小加倉	10	14
	2有浦下	21	37
	24花の木	3	5
A		34	56
B	3有浦上	23	37
	4長倉	10	13
B		33	50
C	5諸浦	22	32
	8轟木	5	7
	12田代	5	5
C		32	44
D	6新田	28	42
	13藤平	5	8
D		33	50
E	18外津	20	34
	14値賀川内	9	15
	21浜野浦	10	14
	27栄	2	2
E		41	65
F	25仮屋	32	54
	22大藺	4	6
	23石田	5	5
F		41	65
G	28シーラインタウン	31	45
G		31	45
H	19普恩寺	18	21
	20平尾	19	43
H		37	64
I	7牟形	13	27
	10座川内	6	7
	11湯野尾	7	8
	9大鳥	4	7
I		30	49
J	15仮立	10	15
	16中通	14	25
	17下宮	7	12
J		31	52

10ブロックとした場合の仮想割振り人数

会長	1名	a	母親部	3名	f / a' / b'
副会長	2名	b / c	広報部	3名	g / c' / d'
書記	1名	d	保体部	3名	h / e' / f'
会計	1名	e	生徒指導部	3名	i / g' / h'
監査	1名	ブロック選出外	研修部	3名	j / i' / j'

第2案：40世帯前後になるよう配分、8ブロック編制

	地区名	世帯数	子ども数
A	7牟形	13	27
	8轟木	5	7
	9大鳥	4	7
	10座川内	6	7
	11湯野尾	7	8
	12田代	5	5
A		40	61
B	3有浦上	23	37
	4長倉	10	13
	13藤平	5	8
B		38	58
C	5諸浦	22	32
	6新田	28	42
C		50	74
D	22大藺	4	6
	23石田	5	5
	24花の木	3	5
	25仮屋	32	54
	27栄	2	2
D		46	72
E	1小加倉	10	14
	2有浦下	21	37
	14値賀川内	9	15
E		40	66
F	15仮立	10	15
	20平尾	19	43
	21浜野浦	10	14
F		39	72
G	19普恩寺	18	21
	28シーラインタウン	31	45
G		49	66
H	16中通	14	25
	17下宮	7	12
	18外津	20	34
H		41	71

8ブロックとした場合の仮想割り振り人数

会長	1名	a	母親部	3名	f / c' / d'
副会長	2名	b / c	広報部	3名	g / e' / f'
書記	1名	d	保体部	3名	h / g' / h'
会計	1名	e	生徒指導部	3名	a' / a'' / b''
監査	1名	ブロック選出外	研修部	3名	b' / c'' / d''

※a～dブロックは3名選出

※e～hブロックは2名選出

年度によって、選出人数は異なる

第3案：60～70 世帯になるよう配分、5ブロック編制

	地区名	世帯数	子ども数
A	1小加倉	10	14
	2有浦下	21	37
	24花の木	3	5
	3有浦上	23	37
	4長倉	10	13
A		67	106
B	5諸浦	22	32
	8轟木	5	7
	12田代	5	5
	6新田	28	42
	13藤平	5	8
B		65	94
C	25仮屋	32	54
	22大藺	4	6
	23石田	5	5
	7牟形	13	27
	10座川内	6	7
	11湯野尾	7	8
	9大鳥	4	7
C		71	114
D	18外津	20	34
	14値賀川内	9	15
	21浜野浦	10	14
	27栄	2	2
	15仮立	10	15
	16中通	14	25
	17下宮	7	12
D		72	117
E	19普恩寺	18	21
	20平尾	19	43
	28シーライントウン	31	45
E		68	109

5ブロックとした場合の仮想割り振り人数

会長	1名	a	母親部	3名	a' / b' / c'
副会長	2名	b / c	広報部	3名	d' / e' / a''
書記	1名	d	保体部	3名	b'' / c'' / d''
会計	1名	e	生徒指導部	3名	e'' / a''' / b'''
監査	1名	ブロック選出外	研修部	3名	c''' / d''' / e'''

※各ブロック4名ずつ選出

②任期

(ア)現状

		有徳小PTA	値賀小育友会	有浦中育友会	値賀中育友会
役員の任期等	任期	2年	1ヵ年		
	補充者の任期	残任期間		－	残任期間

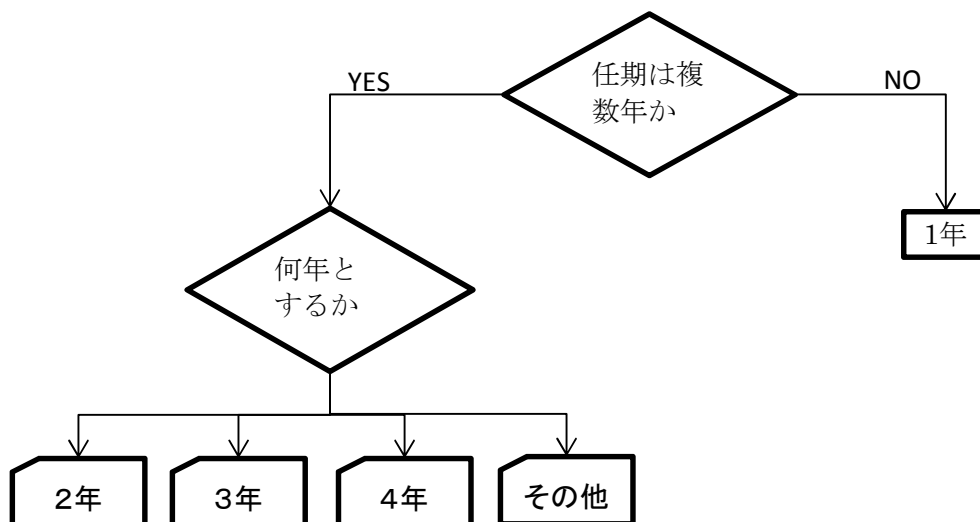
※役員とは各会で本部役員として定めている者。

(イ)他校の状況

	品川区立 日野学園	品川区立 伊藤学園	つくば市立 春日学園	川崎市立はるひ野 小中学校	多久市立 東部校
任期	1年	1年	1年	1年	1年

(ウ)協議事項

(a)年数



(b)適用範囲

- ・役員
- ・専門部
- ・学年・学級役員
- ・地区ブロック役員

③選出方法と役職

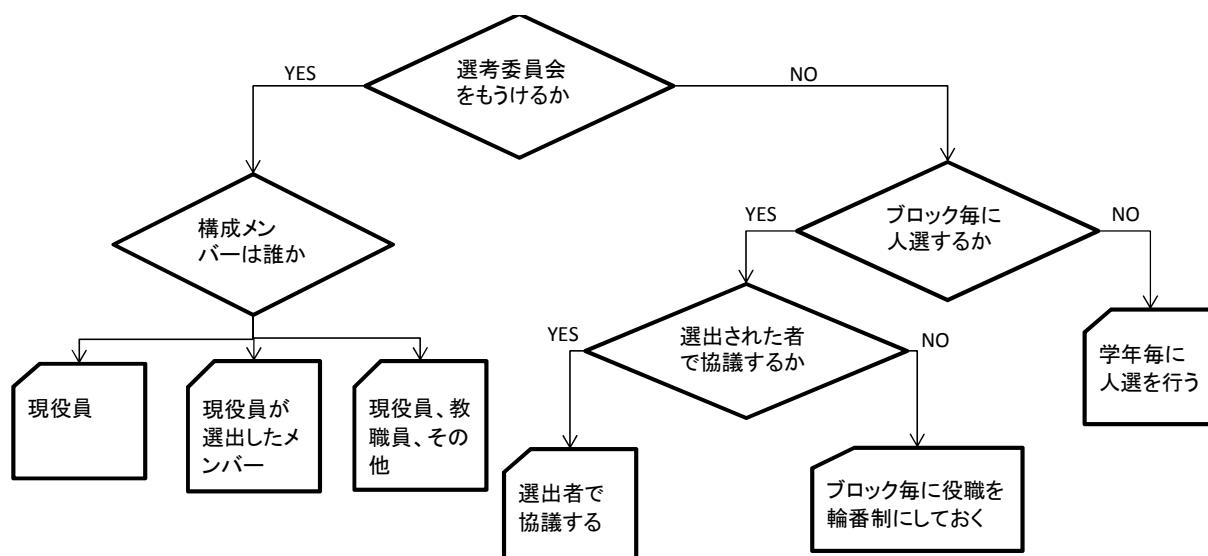
(ア)現状

	有徳小PTA	値賀小育友会	有浦中育友会	値賀中育友会
選出方法	4地区ブロックを基準に、輪番制	本部役員及び各専門部代表は3月の評議委員会で推薦内定し、4月の総会で承認 ただし、監査は前年度会長	会長、副会長は、役員会において選出し、総会で承認	会長、副会長は各地区より候補者を推薦し、総会で承認

(イ)他校の状況

品川区立 伊藤学園	つくば市立 春日学園
推薦部による公募を経て、役員選考委員会で選任 1. 構成 (1)役員から2名 (2)推薦部各学年から1名ずつ (3)教職員から2名 2. 開催 年度内に開かれ、役員候補者の同意を得て年度末総会までに発表し、役員の選任終了後解散する。 (1)互選によって委員長を選出 (2)3分の2以上の出席者によって会議が成立。代人を認めない。	指名委員会の設置 1. 協議内容 総会に提出する役員および会計監査委員の選任 2. 構成 (1)役員会の決議により選任 (2)7人以上15人以内 3. 決議 委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

(ウ)協議



④学年又はクラス代表

(ア)現状

	有徳小学校	値賀小学校	有浦中学校	値賀中学校
名称	学級代議員	学級委員	学級評議員	学級評議委員
人数	学級 1 名	男女 1 名ずつ	学級 1 名	男女 1 名ずつ
その他役割	専門部に所属	専門部に所属	委員会に所属	専門部に所属

(イ)平成 27 年度の児童生徒数とクラス数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
学級	2	2	2	3	2	3	3	3	2	22
男	28	26	31	31	24	42	31	39	30	282
女	27	22	24	35	29	35	33	29	27	261
計	55	48	55	66	53	77	64	68	57	543

(ウ)他校の状況

	品川区立 日野学園	品川区立 伊藤学園	つくば市立 春日学園	足立区立 興本扇学園	多久市 東部校
名称	学年部	学年部	学年委員	学年委員	学年役員
人数	クラス 1 名	クラス 1 名	学級 2 名以 内	学級 2 名	学年 8 名
役割	専門部に所属	専門部に所属	常置委員会 に所属	委員会に所属	専門部に所属
児童数	1,005 名	1,170 名	1,204 名	750 名	369 名
クラス	30 学級	32 学級	34 学級	23 学級	17 学級

(エ)協議

